

調査報告 当部新収水谷川家旧蔵本について

池和田 有紀

はじめに—水谷川家と水谷川本

書陵部は近年、水谷川家旧蔵本（以下、水谷川本と称する）二五部八二点を新たに収蔵した。平成十五年に一括購入し、以来、修補および調査を進めている。小稿はその調査報告として、まず、史料群としての全体像と性格、伝来などについて紹介し、さらに特筆すべき幾つかのものを個別に取り上げ、考察を加えるものである。

新収本がかつて水谷川家に蔵されたものであったことは、購入当時、一つずつに「水」を印字したラベルが貼られていた点、また、幾つかは木製の箱入りであったが、箱蓋の側面に、「水谷川家蔵書」の円朱印を捺した紙が貼付されていた点などから明らかである。

水谷川家は、南都興福寺一乗院の門主応昭（近衛忠熙の息男）が、明治維新以後、勅命により還俗し、水谷川忠起と改めた時に始まる。従って、水谷川家の蔵書とは、多くは一乗院に伝来したものを指す。

興福寺は、藤原氏の氏寺にして、中世には大和国を實質的に支配した大寺であった。その特徴の一つに、一乗院と大乘院という二つの院家が、寺組織

を卓越した存在であったことが知られる。鎌倉中期以降、両門跡の院主には、撰家である近衛家と九条家の子弟がそれぞれ入った。五撰家分立以降、撰家同士の対抗意識は顕著なものとなっていたが、当該期の公家政権内部における争いが、氏寺である興福寺内部にも反映された。一乗院・大乘院の両勢力は、時に対立する存在で、最盛期には、一〇〇を越すといわれた諸院家を分属させており、両門主はその地位の高さを誇った。

また、江戸時代になると、門主には親王や官家の子弟が入るようになった。一乗院の場合、最後の門主水谷川忠起が近衛忠熙の息であった以外は、江戸期を通じて、すべて皇族を出自とする。⁽¹⁾

このように長きにわたり勢力を保った両院家には、中世から近世にかけて膨大な文書・典籍類が集積されたであろう。実際、大乘院については、中世の門主の日記をはじめ、多くの文書類などが現存している。ところがそれに比べ、一乗院に関するものとされるものはごく僅かである。⁽²⁾

このうち、水谷川家旧蔵本については、東京帝国大学史料編纂所が作成した「水谷川忠磨氏寄託書目録」⁽³⁾がよく知られている。寄託解除後には所々に分蔵されたそれらの多くは、天理大学附属天理図書館に所蔵され、⁽⁴⁾「天理図書館稀書目録」和漢書之部第三⁽⁵⁾によって確認することもできる。しかし、今

回当部に収められた分は、右の目録類の中には見あたらず、これまであまり知られてこなかったものであろう。

ちなみに当部が従来所蔵する水谷川本には、『神皇正統記』一冊（上巻、五〇九—一〇二）『園太暦』三三三冊（二五二—二五五）などがあり（いずれも購入）、このほかに当部所蔵ではないが、御物の『伊都内親王願文』が、明治期に水谷川家から皇室に献納された優品として、夙に有名である。⁶⁾

さて、当部新収水谷川本の内訳は次のようである。全二五部のうち、一乗院伝来と見なされるのは、楽書二〇部とその他の二部、このほか、近年になって水谷川家に入ったと思しき阿野家旧蔵本が三部ほどある。巻末に、全ての書名および概要を一覧表にしており、参照されたい。



一乗院伝来本の大部分を占める楽書は、形状および内容が大きく二分される。一つは、様々な楽譜の写しで、冊子や折帖に装幀されるものである。殆ど奥書や識語を持たない近世の写本であるが、中には中世に遡るものも含まれる。これに対し、もう一つは、切紙・折紙に書き付けられた譜の断片や覚え書きの類である。後に詳述するように、これらは靈元天皇の皇子であった門主尊賞法親王（一六九九—一七四六）の手に成ると考えられる。

撰関家や皇族出身の歴代門主が音楽を嗜んだことは想像に難くなく、特に

江戸時代後期には、代々琵琶を伝習した伏見宮家からも子弟が門主となった。従って、これら楽書は、中世から近世の歴代門主により漸次集積された可能性がある。しかし、ある程度まとまって入ったのは、やはり尊賞法親王の時であろう。靈元天皇の『御遺物御配御目録』に、「一乗院殿」への分として「蘆声抄 一箱」「鳳笙譜 一箱」「琵琶譜 一」「大家龍笛要録譜 一」などが見えており、一覧表に挙げた幾つかの書名に合致する。目録にはそれぞれ

の書誌や内容についての記載が無いため、断定はできないが、おそらくこれらは靈元天皇から尊賞法親王に譲られたものであろう。

ところで、表にある通り、いずれも室町期の写本とみられる『蘆声抄（仮名譜）』『琵琶譜』『秦箏譜』には、第一紙目に「麟」字と推測される方形の朱印が捺される（図版参照）。他に類を見ないが、二・九cm×二・四cmという大きさや、字などから、あるいは一乗院門主印かも知れず、今後の究明が待たれる。



『琵琶譜』印記部分

さて、以下では、水谷川本のうち特に注目すべきものについて、それぞれ章を改めて紹介してゆきたい。まず楽書では、最も古い書写奥書（延徳三年）を持ち、『御遺物御配御目録』にも見える『鳳笙譜』の内容と成立過程について考察し（一）、次いで、覚書類と尊賞法親王について詳述する（二）。更に、楽書以外のものとして、特に『三會定一記』を取り上げる（三）。該本は三冊本ながら、広橋兼秀の自筆原本とみられ、現興福寺所蔵の一冊本と一体をなすものである。これまで原本の存在についてはあまり知ら

れておらず、その相伝過程についても検討する。そして最後に、阿野家旧蔵本について紹介する(四)。

一 鳳笙譜

(一) 豊原繁秋とその周辺

『鳳笙譜』は全三冊の折帖で、雲紙の表紙に「鳳笙譜^{平調} 盤涉調^{平調}」(貼題箋)な⁸⁾どのように記される。内容は、第一冊が平調・盤涉調、第二冊が沓越調・双調、第三冊が黄鐘調・太食調の各曲の笙の譜で、第一冊の奥書には、次のよう⁹⁾にある。

右此譜依^レ勅定^ニ加^ニ一校^一、拍子以下直^レ之畢、但猶可^レ有^ニ意失^一者歟、

延徳三年九月日 繁秋(花押)
(四九一)

同文の奥書は第二冊・第三冊にもあり、日付はそれぞれ十月日、十二月日となっている。豊原繁秋(四四一―四五二)は、後土御門・後柏原天皇の笙の師範となった楽人であった。

笙を職掌とする豊原氏は、南北朝期以降、楽家としての地位をにわかに浮上させた。足利尊氏以来、將軍家において笙の教習が好まれ、また後光厳天皇以降の歴代天皇も、笙を学ぶようになったからである。後光厳天皇が笙を始めた理由には、武家の影響や、非長子ながら即位したこと⁹⁾から、それまでの天皇が携わってきた琵琶を憚った、などの見方がある。いづれにせよ豊原

氏は、天皇や室町殿の師範として重用され、以後、戦国期にかけて、地下楽人全体の統率者としての地歩を築いた¹⁰⁾。たとえば、文明九年(二四七)、勝仁親王(後柏原天皇)の笙始に際し、その師範となった繁秋の父縁秋は、「御師範雅楽頭豊原縁秋朝臣也、旧院、^(後花園)当今御師範^(後土御門)」¹¹⁾と、三代にわたる禁裏の師範を務めた。そして、その功により、地下楽人ながら上階を望んだこと¹²⁾でも知られている。

結局、縁秋は望みを達しないまま文明十四年(二四六)に没したが、父以上に禁裏周辺において活躍したのが繁秋であった。繁秋が、初めて後土御門天皇に笙を教えたのは、延徳三年(二四九)のことである。それは、「お湯殿上日記」同年二月廿六日条に、「しげ秋御けるこはじめてまいる」と見えているからで、また『実隆公記』同日条によれば、具体的には、「於^レ小御所北面^一被^レ遊^ニ音楽^一、目錄七也、平調、内々御稽古也」というものであった。

水谷川本『鳳笙譜』の奥書が記されたのは、ちょうどそれから約半年後に¹³⁾あたる。奥書にある「勅定」とは、後土御門天皇のそれであろう。天皇は熱心に笙に取り組んでおり、翌延徳四年六月六日に、禁裏における、勝仁親王を交えた盛大な音楽の会では、みずから「新羅陵王急」を演奏した。ちなみに「山科家礼記」は、この会を、「禁裏御楽灌頂¹⁴⁾」によるものとするが、実際に天皇が笙の灌頂に至ったのは明応二年(二四九)九月のことであり、少なくとも笙の灌頂ではあるまい。

繁秋が禁裏から厚い信頼を寄せられたことは、笙の灌頂に際し師範を務めたことや、繁秋没後である文龜四年(二五四)四月の後柏原天皇女房奉書に、「しげ秋のあそんくなり候へハ、いよ^レかく道の事、わかき物とも正た¹⁵⁾いも候ましきと、なけきおほしめし候」とあることから窺える。この女房奉

書は山科言国に充てたもので、樂奉行であった言国は、かねてより繁秋と昵懇であった。従って繁秋の事跡は、『言国卿記』や『山科家礼記』などに詳しい。とくに明応二年の灌頂については、言国の編になる『明応二年鳳管灌頂記』⁽¹⁶⁾のほか、それを補充する、『言国卿記』の別記「明応二年九月御灌頂御申沙汰記」⁽¹⁷⁾などがあり、師範としての繁秋の行動を知ることができる。

(二) 裏書

ところで、水谷川本『鳳笙譜』は、単に譜のみを写したのではない。注目されるのは、第一冊にみえる、裏書である。第一冊は平調・盤涉調の譜であるが、各曲の裏面に、その曲に関する注記と、年月日および「申入之」という文言が記されている。例えば、「平調々子」の裏書は次のようである。

永和二年九月四日申入之、此調子ヲハ春ノ風ニ柳ノタヲレタルカコトク可レ吹レ之ナリ、調子之中ヨリ舞ノ入時吹出事、当家ヨリ外他流ニハナシ、可レ秘レ之、々々々、

このような、奏法に関する注意事項や、管絃と舞樂の場合の吹様・他の樂器との合わせ方などを記した裏書は、全三十曲分に及ぶ。次の表は、その三十曲分を、「申入」された年月日順に並べ替えたものである。いずれも永和元年から二年にかかることが判明する。

「申入」の用例を、他の記録に探してみると、たとえば『応永年中樂方記』⁽¹⁸⁾ 応永十五年八月廿九日条に、

一、禁裏(後小松天皇) 兩只拍子御伝授、定秋(豊原) 申入也、

『鳳笙譜』第一 裏書(年月日順)

表書の曲順	調子	曲名	年	月日
9	平	五常樂急	永和1	12月21日
2	平	三台急	永和1	12月28日
13	平	勇勝急	永和2	1月28日
5	平	皇靈急	永和2	2月6日
6	平	甘州	永和2	2月6日
16	平	林歌	永和2	2月10日
11	平	陪臚	永和2	2月13日
30	盤	千秋樂	永和2	2月13日
21	盤	蘇合急	永和2	2月18日
29	盤	越殿樂	永和2	2月18日
23	盤	青海波	永和2	2月21日
28	盤	白柱	永和2	2月22日
3	平	万歳樂只拍子	永和2	2月28日
26	盤	採桑老只拍子	永和2	2月28日
17	盤	蘇合序	永和2	3月2日
8	平	五常樂破	永和2	3月4日
10	平	廻忽	永和2	3月4日
14	平	鶴徳	永和2	3月7日
18	盤	蘇合三帖	永和2	3月11日
24	盤	輪台	永和2	3月29日
20	盤	蘇合破	永和2	4月4日
27	盤	竹林樂	永和2	4月4日
15	平	王昭君	永和2	4月8日
4	平	万歳樂樂拍子	永和2	閏7月19日
19	盤	蘇合五帖	永和2	7月21日
1	平	平調調子	永和2	9月4日
7	平	五常樂序	永和2	10月2日
12	平	扶南	永和2	10月3日
22	盤	万秋樂破	永和2	11月18日
25	盤	宗明樂只拍子	永和2	11月25日

とある。豊原定秋から天皇へ樂を伝授した際の記事で、天皇に曲を教えることを、「申入」といったことが分かる。

それでは、『鳳笙譜』にみえる各曲の裏書は、誰が誰に対して「申入」されたものであろうか。永和元年以降という時期から想定されるのは、その年の八月二十八日に笙始を行なった、後円融天皇である。『体源抄』十一上「禁裏御笙始代々御例」にみる、後円融天皇の笙始について述べた部分を、次に挙げよう。

同八月廿八日禁裏御笙始也、信秋参進御前、着座(中略)、次英秋着座、信秋傳末也、用内座、信秋手不入中期間、為代官、為所作也。次中御門宰相殿氣色信秋、其時信秋又氣色英秋之後、吹平調音取、太子丸、次吹三万歳樂、只拍子、始三次主上取、御笙、生源寺、御、万歳樂同三句被遊レ之、

後円融天皇の笙始の師範は豊原信秋であったが、信秋の手の代わりを務めた実質上の師範は信秋の甥英秋であった。即ち、「申入」の主体は信秋もしくは英秋で、『鳳笙譜』第一冊目の裏書は、笙始後の後円融天皇に、「申入」れた曲についての記録と考えられないだろうか。後に後土御門天皇に教へはじめた繁秋がそれを書写したのも、天皇の稽古の先例が記されているからであろう。そして、そのように解釈すると、右の表は、初学の後円融天皇の、稽古の過程を示したものであることができる。

後円融天皇の笙の稽古については、じつは不明な点が多い。例えば、永和元年に笙始を行なっているにも拘らず、康暦三年（三三六）の初度の御遊では笙ではなく笛を吹き、⁽¹⁹⁾その後の御遊でも奏したのは常に笛であった。⁽²⁰⁾足利義満の進言により、翌永徳二年（三三三）には万歳樂の曲を習得するが、結局、⁽²¹⁾灌頂には至っていない。後円融天皇と義満との確執、とくに天皇の義満に対する抵抗意識については夙に言及されるところであるが、笙をめぐる両者の微妙な関係についても、既に幾つかの指摘がなされている。足利家では尊氏以来、笙を習うのが慣例であり、義満も康暦元年二月九日に笙始を行なった。⁽²²⁾それは後円融天皇の笙始から四年後のことで、同じ信秋を師範とする。ところが義満は約二年後の永徳元年八月十七日に早くも灌頂（秘曲陵王荒序の伝受）に到達し、その上で翌年、天皇に笙の稽古の再開を申し入れたのである。坂本麻実子氏によれば、義満は、笙によって自身が天皇より上位にあることを見せつけたとも、また天皇の稽古の中断は、義満と豊原氏との間に何らかの申し合わせがあったかもしれないとも推察されている。⁽²³⁾

しかし、後円融天皇の笙のプランクについては、天皇自身の日記において、

次のように語られる。

和歌講了即可_レ有_二御遊_一、（中略）笙予_・准后_{（義満）}、（中略）律之時笙音頭予与_レ奪准后了、呂律歌樂音声不_レ悪歟、但予調子之時有_二失念事等_一、兼存儲了、近年更無_レ樂沙汰之間打置、是予成_二病体_一之故也、今度可_レ再興之処、英秋昼夜召置武亭之間、不_レ能_レ参仕、仍廢学身、猶無_二失念_一者也。⁽²⁴⁾

永徳四年十一月三日、義満を交えた御遊が行なわれ、天皇は笙を吹いた。

ところが「失念事等」の出来により笙の役を義満に譲った天皇は、その理由として、病により稽古を擲っていたこと、近年再開したものの師の英秋は義満の稽古につききりで、禁裏への参仕が疎かになっていたことを挙げている。義満に、坂本氏のいわれるような、天皇よりも優位に立とうとする意図があったかどうかは明らかでないが、「英秋昼夜召置武亭」という表現から、天皇が笙の教習の面で、義満や豊原氏に対し不満を抱いていたことは看取される。

一方で、この天皇の述懐が本当であれば、病による稽古の取りやめという面も見過ごしがたい。永和元年に笙始を行なった天皇が、かなり頻繁に曲を習っていたことは、表から明らかである。ところが『鳳笙譜』の裏書は、永和二年十一月廿五日の宗明樂只拍子を最後としている。以下は推測になるが、稽古の中断が、この時からであるとすれば、『後愚昧記』にみる、翌永和三年正月五日条の「旧冬主上御惱喉痺」という部分が関連するのではないか。それは天皇の病を診察した医師への恩賞について述べた部分であるが、後円融天皇自身のいう「病体」は、具体的には喉の患いであった可能性があるであろう。

笙の吹奏は、喉に負担をかけるものであったかもしれない、それにより天皇は、笙から遠ざかっていったのかもしれない。

以上、水谷川本『鳳笙譜』とは、曲譜の他に、豊原氏による後円融天皇への稽古の記録と思しき裏書があることが判明した。書写者である繁秋は、直前に後土御門天皇の師範となっており、本譜は、先祖が天皇に曲を伝授した先例として、必要とされたと考える。繁秋はこのほかにも、父縁秋が後花園天皇の灌頂の師範を務めた時の記録⁽²⁵⁾や、「後光厳院・後小松院・後花園院御灌頂年月書」⁽²⁶⁾などを遺している。いずれも、天皇の師範として参照の用に備えたものであろう。

なお、最後に、『鳳笙譜』第一冊のうち、万秋楽破の譜にある、三ヶ所の貼紙について触れておきたい。いずれも譜の一部分を覆うように貼られており、貼り紙に、それぞれ「妙」「南無釈」「南無弥」という経句が記される。該当する部分が秘伝であるために隠したものであろうか。しかし曲譜そのものの読解は筆者の能力を超えており、奏法や貼紙箇所の解釈などについては、今後の研究に委ねたい。

二 尊賞法親王関係書類

はじめに述べたように、水谷川本の楽書の中には、折紙・切紙などに書き付けられた楽譜や、それに関する覚え書きの類がある。『楽関係覚書類』(五^(一)点)『楽譜及び楽関係覚書類』(十八点)『笙及箏之譜』(二点)である。それぞれ包紙によって括られ、(一)はその内訳の点数である。ただし、一点ずつをみてゆくと、括りを越えて互いに関連しあう内容を持ち、筆跡も似たも

のがある。従って、これらの多くはほぼ同時期に、同一人によって作られたものとみることができるとする。

例えば、『笙及箏之譜』のうち「箏譜」(折紙一枚)の奥に、「右林歌輪説・夜半樂替手・太平樂輪説、享保八年癸卯九月十六日夜、於_三里亭_二前平_一宰相行康卿口伝、仍而注_レ之、」とみえる。また、『楽譜及び楽関係覚書類』のうちの「覚」(箏奏法等の覚)にも、「卯九月十六日夜於_三里亭_二石井殿宰相_一口決了、」とある。これらはいずれも、同じ人物が、享保八年九月十六日に石井行康から箏を習った際、記したものであろう。では、その人物とは誰か。享保八年当時の一乗院門跡は、尊賞法親王(二六九〜二七六)である。靈元天皇の皇子として元禄十二年(二六九)に誕生、同十五年二月に入室、宝永六年(二七六)に親王宣下があり、その後得度している⁽²⁷⁾。尊賞法親王には、「一乗院門跡尊賞法親王日記」⁽²⁸⁾があるが、その内容から、法親王自身が樂器の演奏に深く携わっていたことが判明する。また、筆跡が近似することから、水谷川本楽書の折紙・切紙の多くは、法親王の手になる可能性が極めて高い。しかし残念ながら、日記は享保八年九月十六日の記事を欠いており、法親王と石井行康との箏をめぐる関わりを確認することはできない。

そこで、ほかに年号のある書き付けを探すと、『楽譜及び楽関係覚書類』のうち「笙呼吸法等覚書」に、「享保_(二五四)十九年甲寅冬十月廿四日_(二五五)写_レ之、從_三山村_二借給了、但不_レ知_レ善惡、近内_(近任)辻大膳権大夫面謁可_レ正_レ之也、」とある。更に、『楽関係覚書類』の内の「笙奏法覚書」に、「寅霜月廿八日」とあるのも、同じく笙に関連することから、甲寅年である享保十九年の霜月二十八日に書き付けられたものと推察される。「笙奏法覚書」の内容は、「其後大膳来□□指南之事、如左、」として、五常樂急・林歌・越殿樂・合歡塩などの曲の、奏

法に関する諸注意を書き留めたものであるが、ちょうど日記に同日の記事が存するので、次に挙げておこう。

今日^(十一月二十八日)辻大膳権大夫・同□主税・権助民部大輔召寄、音楽為^二稽古沙汰、

予笙初而合奏、鳥之笙也、(中略)初而合奏喜悅樂歎、平調音取・万歳
樂・林歌・抜頭・合欲塩・越殿樂、尙越調音取・賀殿急・陵王破・胡飲
酒破也、大略大夫諸般之指南之事共也、抜頭五反大略吹^レ之、林歌等其
外少々吹^レ之、宜稽古也、

辻大膳権大夫とは、「笙呼吸法等覚書」にも見える辻近任(二六六―二七五)で、「笙奏法覚書」の「大膳」も同一人物であろう。南都の樂人である辻家が、一乘院門主である尊賞法親王の許に出入りし、笙を教えていたのである。

この日法親王は、平調・尙越調の曲の幾つかを合奏したとあり、五常樂急・林歌・越殿樂・合欲塩など、曲目が「笙奏法覚書」に記されたものと一致する。そこで、これは稽古を終えた法親王が、備忘のために、教わったことを記したものと判明する。

以上から書き付けが殆ど尊賞法親王によるものとすれば、少なくとも法親王は箏と笙を学んでいたことになる。先に触れた、靈元天皇の「御遺物御配御目録」にみえるように、「鳳笙譜」などを譲与されたのは、法親王個人の音楽に対する造詣の深さからであろう。更に同目録によれば、「ひちりき一」「御ふえつ、一」など樂器も併せて譲られている。

江戸時代の一乘院門主の日記は比較的豊富に残されているが、あまり研究は進められていない。今回、門主による音楽の教習と水谷川本樂書の一部の

関係が明らかになったように、院家に集積された蔵書の性格を知る上で、日記から門跡個人の活動や生活を解明することは、今後とも必要であろう。尊賞法親王の後、一乘院には、喜久宮(伏見宮貞建親王の息)や尊誠・尊経法親王(貞敬親王の息、光格天皇・仁孝天皇の猶子として入室)など、琵琶の家で知られる伏見宮家からも子弟が入った。彼らもまた尊賞法親王のように樂器に親しんだ可能性があり、一乘院家における樂書の収集については、なお検討の余地が残されている。

三 三會定一記

(一) 概要

『三會定一記』は、興福寺維摩會において講師・豎義・探題など諸役を勤めた僧の名を、承和元年(八三〇)から永祿七年(二五五)に至るまで列記したものである。三會とは、興福寺維摩會・宮中御齋會・藥師寺最勝會の南都三會を指し、寺院社会においては、僧綱となるためにこれらの講師を歴任することが必要とされた。中でも興福寺維摩會は、その講師を勤めた者が次の二會にも引き続き補任される「三會定一」が確立されたことにより、特に重視された。また、『三會定一記』には、僧名だけでなく、その年の維摩會に關連する諸事も記されることから、寺院社会を知る上で有用な史料であることはいふまでもない。

後述する如く、本書は永祿九年、広橋兼秀から子の兼深へと伝えられた。兼深は興福寺東北院の院主となった人物で、永祿七年に維摩會講師を勤めている。本書の最末がその永祿七年の維摩會で終っていることから、もともと

興福寺にあった古い維摩会の記録類を、兼秀が、子息のためにまとめ直し、書き継いだものとみられる。

翻刻は『大日本仏教全書』に収録され、解題によれば、「三會定一記四巻 興福寺藏本、一本 元一乘院宮門跡相伝、一本 元大乘院門跡相伝⁽³²⁾」をその底本とする。このうち一乘院宮門跡相伝本とは、現興福寺所藏の袋綴の四冊本で、表紙に、「三會定一記 一乘院藏」とあるものであろう。⁽³³⁾一説によれば、それこそが兼秀筆の『三會定一記』原本とされてきた。⁽³⁴⁾

ところが、当部新収水谷川本の『三會定一記』は、形状や識語等の筆跡からみて明らかにそれよりも古い。また、興福寺には、前記の四冊本のほかに、室町期の写本とされる一冊本が存在する。⁽³⁵⁾そこで、双方を調査した結果、筆跡や体裁が全く同様で、興福寺の一冊本は、水谷川本三冊と一体をなすものであることが判明した。水谷川本の内容は、『三會定一記』第一（三會定一以前・承和元年〜弘長三年）・第二（文永元年〜文和三年）第三（文和四年〜応永二十九年）で、興福寺所藏本はそれに続く第四（応永三十年〜永禄七年）に相当する。

ところで、『三會定一記』全四冊には、各冊の表紙見返し部分に、次のような識語がある。

此三會定一記自_レ広橋入道内大臣公_レ書_レ之_レ給者也、

永禄九年丙寅三月 日 大僧都兼深

「広橋入道内大臣殿」は、広橋兼秀で、兼深の父にあたる。室町期以降、一乘院・大乘院を除く興福寺の他の主要な院家には、広橋家から子弟が入る

ことが多かった。⁽³⁶⁾兼深は、兼継（広橋兼頭猶子、実父は町広光）の弟子として入室、『興福寺院家伝⁽³⁷⁾』によれば、永禄六年に二十歳で興福寺維摩会の大安寺分堅義を勤め、翌年に維摩会講師、天正十三年（一五五）に興福寺別当となっている。

また、父の広橋兼秀は、公事や有職の研究に熱心な藏書家であった。南都との関係でいえば、興福寺光明院実暁の書写にかかることで知られる天理図書館所藏『二中歴』は、その奥書に、修南院光尊（兼秀の弟）の仲介により、兼秀が買得したものを、実暁が借りたとある。⁽³⁸⁾兼秀自身による朝儀関係の書写本も多く、国立歴史民俗博物館所藏の広橋家旧藏本の中に散見する。⁽³⁹⁾

水谷川本三冊と興福寺藏一冊本に記された兼深識語の部分と、それぞれの本文とは、別筆のようであり、とくに本文は、右のような兼秀の他の著作と比較すると、筆跡がよく似ている。そこで、この計四冊本こそが、広橋兼秀が記し、子息兼深に与えた原本と考えられるのである。

（二）相伝過程

さらに、各冊には、もう一つ、光深という人物の筆跡が残される。その筆跡が本文および兼深識語と明らかに異なることもまた、本書が原本であることの裏づけといえよう。具体的には、第一〜第三冊の奥に「光深」と署名のみがあり、第四冊目に、次のような相伝奥書が記される。

右此四冊之記、兼祐離寺之砌散失、不慮_ニ広橋殿_上廻留_レ在_レ之_レ処、大切之古記之旨被_レ及_ニ聞食_ニ一条、予_上可_レ有_ニ受与_ニ之_レ由蒙_レ仰_上、申請畢、誠寺物重宝可_レ備_ニ累代_ニ龜鏡_ニ者也、

正保三年曆二月 日
(一六四六)

光深

光深によれば、『三會定一記』四冊は、兼祐が寺を離れるときに失われ、広橋家に留め置かれていたのを、広橋兼賢の許可を得て相伝したという。兼祐とは、広橋兼勝の子で、兼深の次に東北院の院主となった人物である。そして光深は、三条西実条の子で、広橋兼賢の猶子として寛永十二年(一六三三)に得度、興福寺修南院に入った。ただ、光深の入室以前、両院家の間には、次のような事情があった。

(元和) 同三年三月四日、寺務職為御札赴駿府^(江府也)、於歸路逝去、依無^(修南院)附弟、東北院主兼祐当院家兼帯、書籍・付物等悉彼院家渡之云々、自⁽⁴⁰⁾元和三年光深得度至寛永十二年、其間九年、

元和三年(一六二七)三月四日、修南院の前任であった光助(広橋兼勝の弟)が、江戸からの帰り、俄かに没した。ところが院家を相続する人物はおらず、東北院の兼祐が院主を兼帯した。その際、修南院の書籍類の多くが、東北院に渡ってしまったという。

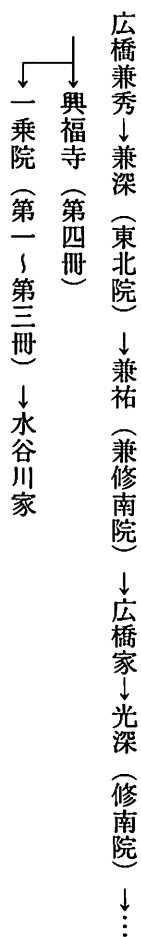
光深が修南院に入ったとき、その蔵書は僅かになっていたのであろう。広橋家に留め置かれた東北院旧蔵の『三會定一記』は、そうした実情を見かねた兼賢が、光深に与えたのではないだろうか。

そして、上記のような経緯を端的に物語るのが、『三會定一記』各冊の表紙である。

南都東北院
三會定一記
相伝修南院

四冊の表紙すべてには、右のような表題が直書きされており、しかも奥書にみる光深の筆跡に極めて似る。東北院にあった該本を、広橋家を経て譲り受けた経緯を、光深自身が示したのであろう。

以上、水谷川本および興福寺所蔵一冊本を原本と判断した上で、中世末から近世初頭にかけての該本の移動について考察してきた。その後、いかにして一冊が興福寺に入り、三冊が一乗院に渡ったのかは不明である。或いは当初は四冊とも興福寺に在ったのかも知れないが、現在ののような状態がいつごろからであるのか定かではない。最後に、その伝えられた過程を整理しておこう。



四 阿野家伝来本

当部新収水谷川本のうち、一乗院伝来ではないものは、いずれも阿野家旧蔵本である。これらは、水谷川家と阿野家との姻戚関係によって、戦後、水

谷川家にもたらされたと推測される。⁽⁴¹⁾ここでは特に、幕末の公卿阿野公誠に
関係する、『議奏阿野公誠役所日記』及び『阿野公誠宛書状類』について紹
介しよう。

阿野公誠（二八八―二八七）は、実典の子で、『公卿補任』によれば、文政四
年（二八三）に叙爵、天保十四年（二八四）に従四位下、侍従に任ぜられ、弘化
二年（二八五）従四位上、左近衛権少将を経て安政三年（二八六）に左近衛中将
に転じた。その後、文久二年（二八六）十一月に参議に任じ、数日後に議奏と
なっている。

議奏とは、寛文三年（一六六）頃定められた制度で、選ばれた数名の公家が、
天皇に近侍し諸事を行なうというものである。はじめは養育係のようであっ
たが、次第に、「讓位・立儲の如き重事に関する諮問・内議を始めとして、
朝廷の人事・制規その他大小の政務・事務の審議・決定に参画すると共にそ
の言渡を掌り、又天皇の出御に陪侍し、奏上・宣下の任に当たり、諸奉行・
番衆を総括し、表の諸殿舎を管理する等のこと」⁽⁴²⁾を行なう職務へと変化した。⁽⁴³⁾
彼らは当番で参仕し、朝廷に関する主要な出来事を記録したが、それらは
『議奏日次案』⁽⁴⁴⁾として良く知られる。

このような議奏による公的な日々の記録に対し、『議奏阿野公誠役所日記』
は、議奏としての阿野公誠個人の動静が、第三者によって記されたものであ
る。記したのはおそらくその家司で、四冊から成る記録期間は、公誠の議奏
在任期間である文久二年十一月二十七日から同三年四月十六日に、ほぼ重なる。
公的な日記を補完し、議奏の勤務状況を知ることのできる貴重な史料と
言えよう。ちなみに公誠は、明治維新後も国政に参画、その具体的な活動に
ついては、『阿野公誠日記』（明治元年五月―同四年三月）⁽⁴⁵⁾がある。

ところで、公誠とほぼ同時期に、議奏となった人物に、三条実美が⁽⁴⁶⁾
いる。阿野家は三条家と親交があった。『阿野公誠宛書状類』は、阿野公誠に宛て
られた十通の書状で、その内訳は、三条西季知書状一通、三条実万書状七通、
三条実美書状二通である。全て年未詳だが、特に実万・実美親子の書状は、
内容から二つに分類することが出来る。一つは、阿野実允の名字に関するこ
と、もう一つは、公誠の四位参議所望の件である。

嘉永三年（一八五）に子息実允が誕生すると、公誠は三条実万に名付けを依
頼した。実万から公誠への書状のうち、実允の名に関する内容のものは四通
にのぼる。それらによれば、名字の候補にはほかに実温・実数などが挙げら
れ、更に実允と決定後は、その読み方につき、両者の間で検討が重ねられて
いる。読みは同時代の他の公卿と重複しないよう注意が払われ、サネアツ・
サネコトなど複数の案があったことが知られる。⁽⁴⁷⁾遣り取りは、実允の誕生直
後から嘉永五年一月の叙爵前のことであろうか。

一方、嘉永元年に正四位下に叙された公誠は、参議を望み、そのことを三
条家に打診していた。関連する実万の書状は二通あり、実美の書状一通もあ
る。彼らは、時宜を待ち関白鷹司政通や近衛忠熙などにも計らうよう公誠に
返答している。公誠の任参議は文久二年であるため、書状はその間に遣わさ
れたのであるが、実万の書状中に、学習院学頭のことが見えていることから、
実際は公誠が学頭職に任じられた安政三年以降、⁽⁴⁸⁾実万が没する安政六年まで
の間とするのが妥当であろう。

おわりに

以上、当部新収水谷川本のうち、特に注目すべきものを取り上げ、個々に考察を加えてきた。時代も史料としての種類も異なるが、いずれも当部新収水谷川本全体の性格を知る上で、ポイントとなるものである。

近年、蔵書群・文庫などの研究や、目録学などが盛んになりつつある。伝来が明らかにならぬに、内容的にもある程度のまとまりを持つ水谷川本について紹介する小稿が、今後の研究の発展の一助となれば幸いである。

【注】

- (1) 『水谷川家系譜家伝』(宮内庁書陵部所蔵、二七三―一)。
- (2) 興福寺とその院家旧蔵史料については、科研報告書『興福寺旧蔵史料の所在調査・目録作成および研究』(研究代表者 上島亨氏 二〇〇二年)を参照。
- (3) 東京大学史料編纂所蔵(RS四一〇〇―三六)。
- (4) 水谷川本が天理図書館に入った経緯は、反町茂雄氏「二古書肆の思い出」五(平凡社、一九九二年)に詳しい。
- (5) 天理大学出版部、一九六〇年。
- (6) 『皇室の至宝一〇 御物 書跡I』(毎日新聞社、一九九二年)などを参照。
- (7) 東山御文庫所蔵(勅封番号一八四―七六)。
- (8) 管見の限りでは、本書を写したものに、京都大学附属図書館所蔵(菊亭文庫寄託)の『風笙譜』(菊卷八七)がある。江戸時代の写しとみられ、「菊亭家蔵書」印を持ち三巻から成る。裏書部分は裏ではなく第二巻目の上部に記載される。水谷川本を臨写したものであろう。江戸期の「菊亭文庫蔵書目録」(専修大学図書館所蔵、第八函〇二二)に、「風管譜 繁時 三ノ」とあるのが、

これに相当するか。ちなみに田中幸江氏「専修大学図書館蔵「菊亭文庫蔵書目録」解題ならびに翻刻(一)―(三)」(『専修国文』七六一―七八、二〇〇五―六)によれば、目録は安永三年(一七七四)以降の作である。

- (9) 相馬万里子氏「琵琶の時代から笙の時代へ―中世の天皇と音楽」(『書陵部紀要』四九号、一九九七年)、坂本麻実子氏「足利義満と笙」(小島美子・藤井知昭編『日本の音の文化』第一書房、一九九四年)、豊永聡美氏「後光厳天皇と音楽」(『中世の天皇と音楽』(吉川弘文館、二〇〇六年)所収、初出は一九九八年)など。

- (10) 『言国卿記』文明十三年二月五日条、明応二年八月廿二日・廿三日条など。
- (11) 『親長卿記』文明九年十二月五日条。
- (12) 『親長卿記』文明十二年六月廿八日条。豊原縁秋については、三島暁子氏「豊原縁秋考」(『武蔵大学人文学会雑誌』二九―一・二号、一九九七年)を参照。

- (13) なおこのほかに、『国書総目録』六、一八九頁に、豊原繁秋風笙譜 一軸 延徳二年成立 豊家(自筆)という一巻が存する。未見であるが恐らくこれは、『楽道撰書』第七卷「豊氏本家蔵書目録」(平出久雄氏編、一九四三年)に収録される、「豊原繁秋朝臣自筆笙譜」に相当するものであろう。それによれば該本は、折本から卷子に装幀を改めた形跡があり、仁和寺印が認められる。また内容は平調曲のみで、前欠・錯簡があるという。奥書には、「為左兵衛尉豊原衆秋書之華、延徳二年三月日從四位下行近江守豊原朝臣繁秋(花押)」とあり、繁秋が、豊原衆秋のために、書写した譜であることが分かる。なお、『楽道撰書』は国立国会図書館本(七六八・二―G一六ウ)を閲覧した。
- (14) 『山科家礼記』延徳四年六月六日条。
- (15) この女房奉書については、福島和夫氏「文龜元年四月四日 後柏原天皇女房奉書と豊原家の人々」(『東洋音楽研究』四六号、一九八一年)に詳しい。
- (16) 統群書類従十九輯上所収。

(17) 宮内庁書陵部所蔵(四〇〇—二二)。明和七年写。永正五年の本奥書に、「右記、故山中納言—卿正筆豊原益秋見之、如_レ本馳_二禿筆_一」⁽¹⁶⁾とある。益秋は繁秋の甥にあたる。

(18) 宮内庁書陵部所蔵「教言卿記」別記(五一〇—二四)。当該部分は「大日本史料」第七編之十を参照。

(19) 国立歴史民俗博物館所蔵「御遊部類記」(高松宮家禁裏伝来本日一六〇〇—一八四) 康暦三年二月七日条。同記によれば、応安五年から康暦二年の間は「神木在洛」のため、御遊が行なわれなかった。

(20) 「中殿御会部類記」(統群書類従十六所収) 至徳元年(二三八四)十一月三日の三席御会において、「御遊、御所作御笙、先々雖為御笛、今度始而御笙、」とみえる。

(21) 「御遊部類記」永徳二年三月廿八日条に、「主上依武家申入可被遊御笙也、仍一昨日蘇合・万秋楽両曲御伝受也、武家即参候云々、先規尤難有歟」とある。「一昨日」二十六日の伝受については、「体源抄」十一上「禁裏御笙始代々御例」に見える。

(22) 「体源抄」十一上「將軍家御笙沙汰記」。

(23) 坂本氏「足利義満と笙」(↓注9)。

(24) 東山御文庫所蔵「後円融院宸記」(勅封番号六七—五—九—三)。翻刻は桃崎有一郎氏「後円融宸記」永徳元年・二年・四年記—翻刻・解題と後花園朝の禁裏文庫について—(科研報告書「禁裏・宮家・公家文庫収蔵古典籍のデジタル化による目録学的研究」(研究代表者田島公氏、二〇〇六年)所収)に拠った。

(25) 東山御文庫所蔵「豊原繁秋禁裏御灌頂記」(勅封番号一五五—二—一七)。長祿二年十二月十七日後花園天皇の笙灌頂の記録。

(26) 東山御文庫所蔵、一五五—三—一四。「繁秋上」とある。

(27) 「水谷川家系譜家伝」(↓注1)。

(28) 東京大学史料編纂所所蔵、〇三七—三—一九。自筆原本。六五冊。「水谷川家

蔵書」円朱印あり。「東京大学史料編纂所報」三二号(一九九八年)彙報一五二頁を参照。

(29) 「地下家伝」十一によれば、享保十九年二月二十日に大膳権大夫に任ず。

(30) 東京大学史料編纂所に、「一乗院門跡入道真敬親王日記」二六冊(水谷川家旧蔵、自筆)がある(「東京大学史料編纂所報」三三、一九九八年)ほか、天理図書館にも蔵される。また大倉精神文化研究所に、「入道尊映親王御日記」「入道尊常親王御日記」などの複製本がある(「古文書古記録影写副本解題」(大倉精神文化研究所、一九四三年)「水谷川家日記」の項を参照)。

(31) たとえば、石川文化財団お茶の水図書館所蔵(成賀堂文庫)「三會定一記抜書(外)断簡集録」は、鎌倉期写とされる、天福元年から文永九年に至る諒闇年における興福寺維摩会の記録である(但し第一紙目のみ)。確かに、「三會定一記」の記載と重なる部分があることから、近年の整理で右のような書名が付けられたと考えられるが、書写年代からみて、「三會定一記」のもとになった記録のうちの一つと推測される。

(32) 「仏書研究」九「興福寺叢書第一解題」(佐伯良謙氏執筆)(仏書研究刊行会、一九一五年)。

(33) 函架番号四六函—一一。奈良国立文化財研究所編「興福寺典籍文書目録」二、七九—八〇頁。この目録では、江戸時代中期の写本とする。

(34) 「日本史大事典」(平凡社、一九九三年)「三會定一記」の項(堀池春峰氏執筆)。

(35) 函架番号四十六函—一〇。「興福寺典籍文書目録」一、函版および七八—七九頁。なお、興福寺の御厚意により該本の借用が許可され、当部において影写本を作成した。

(36) 菊地勇次郎・石田祐一・橋本政宣氏「広橋家史料について」(「東京大学史料編纂所報」一二、一九七八年)「広橋家史料調査」(同一、一九七七年)、山本信吉氏「尊卑分脈の注記と三會定一記」(「新訂増補国史大系 月報」六二、一九六七年)などを参照。なお当該期の広橋家出身の院主を本稿に係する限

書名	頁数	函架番号	備考
琵琶譜	1帖	161 187	箱入(水谷川家蔵書印付き)。「麟」?印あり。
蘆声抄 仮名譜	1帖	161 190	箱入(水谷川家蔵書印付き)。「麟」?印あり。
秦箏譜	1帖	161 188	箱入(水谷川家蔵書印付き)。「麟」?印あり。
大家龍笛要録譜	7冊	161 189	箱入(水谷川家蔵書印付き)。大神景光撰。本奥書:天平8年大江基,天正15年多忠重。遠藤徹氏「大神流笛譜考」(『日本音楽史研究』1、1995年),天理大学附属天理図書館図録『特別展 日本の古典音楽』(1992年)等を参照。
龍笛譜 仮名譜	1冊	161 191	箱入(水谷川家蔵書印付き)。
蘆声抄	5帖	161 192	箱入(水谷川家蔵書印付き)。 第1帖:所謂「中原声抄」上巻に相当。中原茂政から一色直氏への伝授状(暦応~貞和)の写し有。山口準正氏「一色直氏と秘曲伝授一手鑑と「中原声抄」」(『金沢文庫研究』275、1985年),上野学園日本音楽資料室展覧「中世の音楽資料」(1986年),『日本古典音楽文献解題』「蘆声抄」の項(講談社1987年)などを参照。 第2帖・第3帖:盤渉調・平調譜。内題:「籥築抄巻第」,本奥書:「応永廿八年二月十三日 安倍季長判」。 第4帖:高麗樂の譜。蘇合香曲のところに「右安倍季音口伝者也、永正十一年五月十一日書之、以緒判」とある。 第5帖:神樂曲譜。神樂次第,内侍所・春日社・貴布祢社等の先例を記す。「藏人左近衛將監橋以緒」とあり。
鳳笙譜	3帖	161 193	延徳3年豊原繁秋写→一参照。
箏譜	1帖	161 186	譜中に余白部分多い。「柳花園」曲の後に「本 ^上 永正十三年三月六日写也、…」とあり。
笛譜	2冊	161 182	内題:「管絃集巻第一」「管眼集巻第一」。
笙譜 付太鼓譜	1帖	161 194	内容は「鳳鳴秘譜」(161 184)に同じ。裏表紙一折目に「尊常」と署名のうえ塗抹跡あり。一乗院門主尊常法親王(1816~1836、光格天皇猶子、実父は伏見宮貞敬親王)所持本か。
鳳鳴秘譜 付太鼓譜	1冊	161 184	内容は「笙譜 付太鼓譜」(161 194)に同じ。書写奥書:「辻右京亮狛宿祢則安門弟 為重(花押)」とあり。「聖知書印」あり。
八拾八曲龍笛仮字譜	1冊	161 183	内容は「龍笛仮名譜」(161 185)に同じ。奥に「善宝」とあり、記名か。
龍笛仮名譜(前後欠)	1冊	161 185	内容は「八拾八曲龍笛仮字譜」(161 183)に同じ。奥に「高彰」とあり。
秦胡要録	6冊	161 195	箏譜。高松宮本「秦胡要録」(国立歴史民俗博物館所蔵、さ31)に体裁等近似。 本奥書(全冊):享徳2年洞院実熙・同3年貞常親王による書写奥書。(例)第2冊「享徳二九一四以弁(竹カ) 園永徳御作本写之、当流殊為秘々、不可輕忽々々、從一位判(洞院実熙)」。竹園は梶井宮義仁法親王か。貞常親王は箏を、文安年間は四辻季保に、享徳2以降は洞院実熙に師事(「箏秘曲御伝授状」「十三絃秘曲伝受次第」等(図書寮蔵刊「伏見宮旧蔵樂書集成」一所収))。奥書にみる伝来:義仁親王→洞院実熙→貞常親王。
胡琴教録	2冊	161 196	本奥書に中原光氏の秘本を書写すとあり。群書類従本と同じ仮名本系。但し文章は伏見宮本(伏1506)に近い(図書寮蔵刊「伏見宮旧蔵樂書集成」二解題参照)。
鞆鼓譜	1冊	161 197	狛行高・明暹の説の引用あり。
樂所補任	2冊	270 561	内容は続群書類従本に同じだが、裏書部分を表の各該当箇所 ^(註) に付箋して記す。春日大社所蔵「樂所補任」は明治以前、一乗院に蔵されたことから(「春日神社記録目録」官幣大社春日神社社務所、1929年)その臨写本か。
笙及箏之譜	2点	161 179	尊賞法親王(1699~1746)筆等。箏譜(折紙1枚)に「享保八癸卯年八月十六日之夜於里亭前平宰相行康卿口伝、仍而注之」とあり。→二参照。
樂関係覚書類	5点	161 180	尊賞法親王筆等。和琴や笙の奏法・曲目録などを切紙・折紙に記す。→二参照。
樂譜及び樂関係覚書類	18点	161 181	尊賞法親王筆等。笙譜・笛仮名譜・曲目録・奏法覚えなどを切紙・折紙に記す。→二参照。
春日社年中行事 付春日社法	1冊	109 698	春日大社所蔵「春日社年中行事」(延宝8年)に同じ。
三会定一記	4冊	111 531	広橋兼秀作原本。第4のみ影写本(興福寺所蔵)。→三参照。
議奏阿野公誠役所日記	4冊	253 455	原本。文久2年11月~同3年3月。→四参照。
阿野公誠宛書状類	10通	C1 209	三条実万・三条実美・三条西季知自筆。→四参照。
織仁親王書状 阿野実紐宛 古詩筆写等の事	1通	C1 208	自筆(4月28日)。「有栖川宮日記」天明4年4月29日条に關連記事あり。もとは上の「阿野公誠宛書状類」に混入。